

宮古市東日本大震災復興計画

【基本計画】●平成 23 年 10 月 31 日策定

【推進計画】●平成 24 年 3 月 30 日策定

宮古市

【基本計画】

第 1 はじめに

(1) 復興計画策定の目的

本市に関わる全ての人々が一丸となって復興に向け取り組むための指針とし、多岐にわたる復興対策を迅速かつ着実に実施することにより、必ずや復興を成し遂げ、本市の将来のあるべき姿を定めたまちづくりの指針となる宮古市総合計画（平成 23 年 3 月策定）に掲げる都市の将来像である『「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち』の実現を図ろうとするものです。

(2) 計画の役割

① 早期の復旧と、さらなる発展を目指した復興

震災直後から、緊急を要する復旧活動を優先して行ってきましたが、これからは、復旧はもとより復興に向けた取り組みを加速させ、さらに、本市の発展に向けて取り組む必要があるため、市の最上位計画である宮古市総合計画と整合する計画とします。

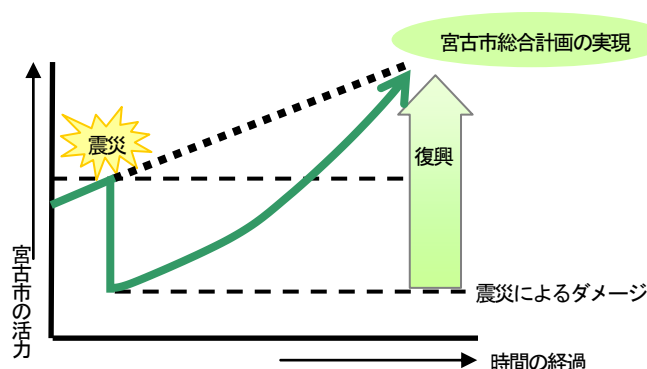
② 市民の総力をあげた復興

本市の復興は、この計画に基づき、市民、地域自治組織、市民活動団体、企業・事業者など本市に関わる全ての人々が、国、県や公共的機関との連携・協力のもと、総力を結集して進めなければなりません。

さらに、全国各地、世界各国からの支援の輪やつながりを活かしながら、より多くの参画と協働による広がりのある復興を目指す計画とします。

③ 全市域一体となって取り組む復興

本市にとって被災地域の復興は、市勢の発展にも大きく寄与するものであること、また、震災による社会的な影響は内陸部にも及んでいることから、全市域一体となった復興に取り組む計画とします。



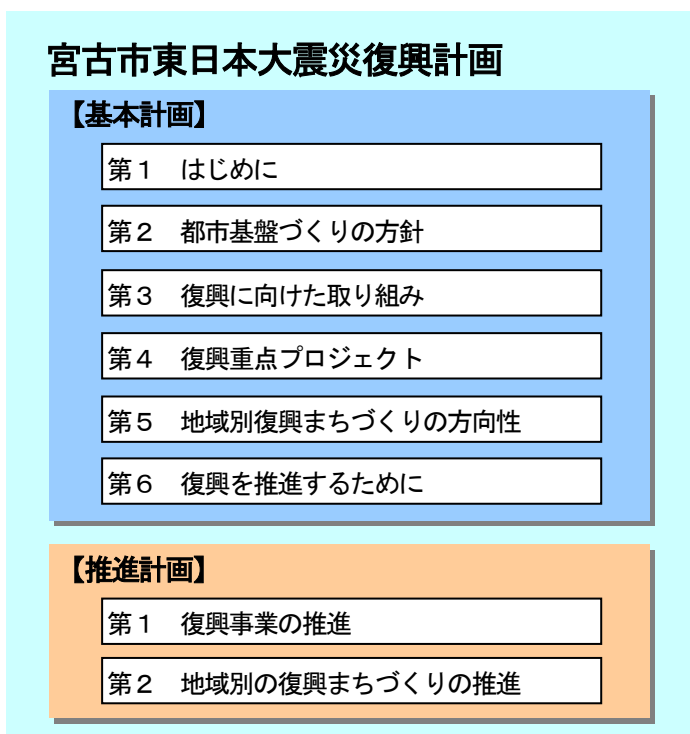
(3) 復興に向けた3つの柱

【すまいと暮らしの再建】 高齢化社会の進展も踏まえた生活の諸機能がコンパクトに集積し安全・快適で歩いて暮らすことのできるまちづくりに留意しつつ、安心して暮らすことのできる住まいを確保します。また、地域の将来のため人材育成や教育の強化を重点的に進めると同時に、被災者のすまいと暮らしの再建に向け、雇用、保健・医療、福祉などあらゆる面から取り組みを進めます。

【産業・経済復興】 水産業、商工業をはじめ、農林業など各産業の復旧に向けた取り組みを支援するとともに、本市の産業振興を図るうえで重要な位置を占める港湾の再建を図るなど、産業・経済復興に向け取り組みます。

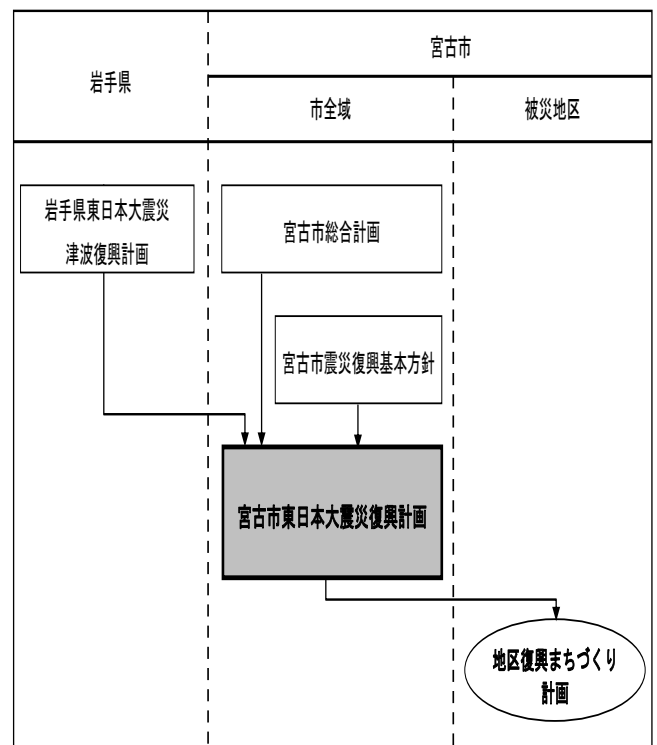
【安全な地域づくり】 二度と同じ大災害を繰り返さないため、津波による被害を最小限にとどめるまちづくりの推進や、災害に強い交通ネットワークの形成、再生可能エネルギーの確保・推進、災害に備えた地域防災力の向上、防災・危機管理体制の強化・再構築など、安全な地域づくりの実現に向け取り組みます。

(4) 復興計画の構成



地区復興まちづくり計画

(5) 復興計画の位置づけ



(6) 復興計画の期間

復興計画は、平成31年度を目標年次とする宮古市総合計画と整合するよう取り組みを進めていくことから、計画期間は総合計画（基本構想）の計画期間（平成23～31年度）と同様とします。

なお、計画期間のうち、平成25年度までの3年間を「復旧期」、平成26年度から平成28年度までの3年間を「再生期」、それ以降を「発展期」として位置づけます。

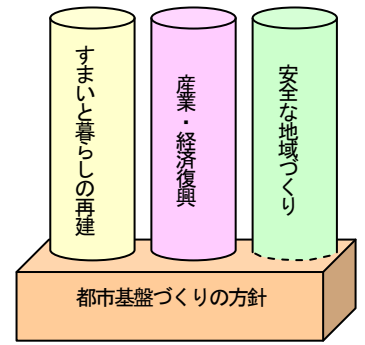
(7) 計画の見直し

復興計画は、適切な進行管理のもと、社会経済情勢の変化や復興の進ちょく状況、国や県の計画の変更などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとしします。

第2 都市基盤づくりの方針

本市が、震災から復興し、さらに発展していくため、復興に向けた3つの柱である「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の各施策に基づく「復興に向けた取り組み」を推進することとなりますが、これら「復興に向けた取り組み」を着実に推進するためには、まずもって市民生活や産業活動の基盤となり、さらには、津波などの災害発生時に市民が命を失うことがなく、被害を最小限にとどめることのできる「都市基盤づくり」を進めていくことが必要です。

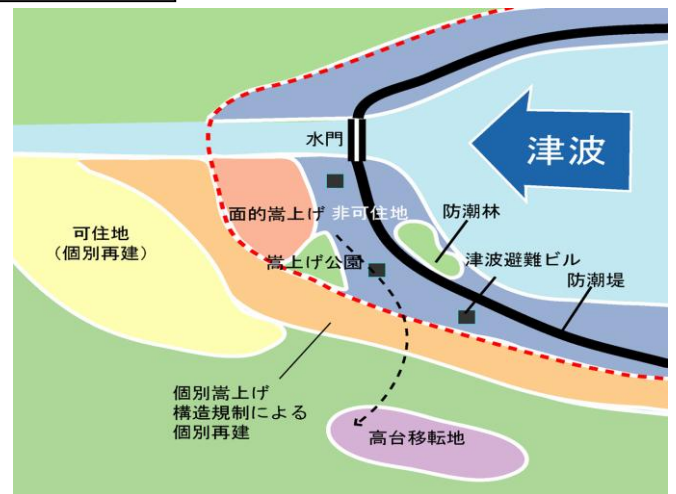
このため、「復興に向けた取り組み」を推進するうえで前提となる「都市基盤づくり」の方針について、次のとおり示します。



(1) 減災の考え方に基づく多重防災型まちづくりの構築

全ての津波を海岸保全施設のみで防御することは困難であることから、防潮堤等の整備を行う「海岸保全施設による防災対策」、安全な場所への移転や地盤の面的嵩上げ・建物の強化・避難道路の整備などを行う「ハードによる防災対策」、円滑な避難方法・用途規制・防災教育・情報提供などの「ソフトによる防災対策」の組み合わせにより、被害を最小化する「減災」の考え方に基づく、多重防災型のまちづくりを進めます。

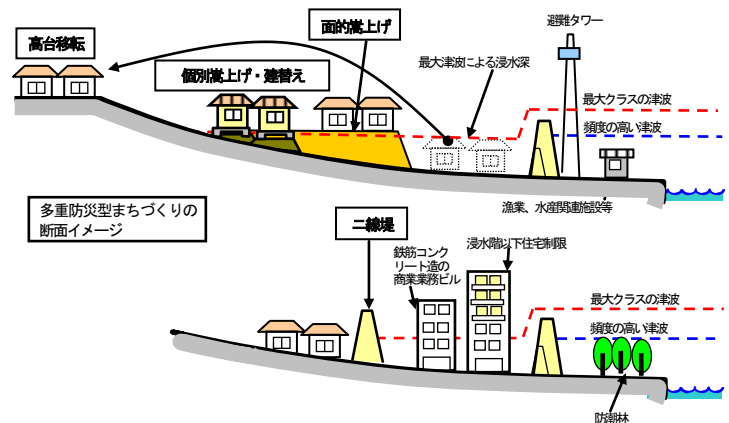
多重防災型まちづくりの平面イメージ



(2) 安心と活力を生み出す土地利用の促進

土地利用のあり方について検討し、安心して暮らすことのできる住環境確保と経済に活力を生み出すための産業基盤の集積を図る土地利用を進めます。

なお、まちの再生に向けては、引き続き、高齢化社会の進展を踏まえた生活の諸機能がコンパクトに集積するとともに、ユニバーサルデザインを基本とした、安全・快適で徒歩による移動性を重視したまちづくりを目指します。



多重防災型まちづくりの断面イメージ

(3) 地域の復興を支える災害に強い交通網の形成

道路や鉄道、バスなど地域の復興の基礎となる総合的な交通ネットワークの強化・充実を図るとともに、災害に強い交通網を形成します。

(4) 市民生活を支える公共施設の復興と防災力の強化

産業振興施設や文教施設、保健・医療・社会福祉施設など、市民の安全快適な生活を支える公共施設の早期復旧・整備を図ります。また、全庁的な視点による公共施設の再配置の実施と併せ、災害に強い拠点施設としての市役所本庁舎のあり方について検討を進めるとともに、安全性の高い避難路、避難場所の整備などによる防災力の強化を図ります。

第3 復興に向けた取り組み

復興の柱	取り組みの方向とねらい
<p>すまいと暮らしの 再建</p>	<p>①被災者の生活再建支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の暮らしの復興と安定を図るために、生活再建を支援します。 応急仮設住宅等に入居し、支援を必要とする市民をサポートします。 <p>②雇用の維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災により悪化した雇用情勢を回復するため、被災企業・事業者の早期の復旧・再建を促し、雇用の維持・確保を図ります。 <p>③保健・医療の確保・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した保健・医療施設の早期の復旧を図り、地域におけるサービス提供体制の回復に取り組みます。 震災により大きく変化した環境の中にあっても市民が心身の健康を保ち、安心して医療を受けることができるよう、関係機関・団体との連携を図り、ハード・ソフト両面からのきめ細かな支援に取り組みます。 <p>④福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した福祉施設の早期復旧を図り、地域におけるサービス提供体制の回復を果たすとともに、被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民が心身の健康を保ち、安心した生活を送ることができるよう、きめ細かな支援に取り組みます。 被災等により生活困窮に陥った市民に対し、困窮の状態に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、世帯の状況に応じて自立を支援します。 <p>⑤学校教育環境の確保・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災で失われた教育環境を取り戻し、児童生徒が学校生活を通じて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育て成長できる学校教育環境の確保・充実を図ります。 <p>⑥生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した施設の早期復旧を図り、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、芸術文化など多様な活動を行うことができる環境を確保します。 文化財の保存・継承のため、復興需要に伴う調査の迅速化を図ります。 <p>⑦地域コミュニティの強化・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地域におけるコミュニティを再生するとともに、地域社会の結びつきがさらに強まるようコミュニティの充実を図ります。また、応急仮設住宅におけるコミュニティの形成を図ります。
<p>産業・経済復興</p>	<p>①農業の復興・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した農地や農業用施設等の早期復旧に取り組み、営農再開を支援するとともに、担い手の確保・育成を進め、農業の復興・再生を図ります。 <p>②林業の復興・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した森林の再生や林道の早期復旧に取り組み、生産施設の復旧・整備を支援するとともに、担い手の確保・育成を進めるなど、林業の復興・再生を図ります。

<p style="text-align: center;">産業・経済復興</p>	<p>③水産業の復興・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の早期復興を実現するため、市の基幹産業である水産業について生産から流通加工まで一体的な復興・再生を図ります。 <p>④商業の復興・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地をはじめ被災商業地の事業者の早期事業再開を支援するとともに、魅力ある店舗づくりや賑わい創出のための施策を推進するなど、商業の復興・再生を図ります。 <p>⑤工業の復興・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した工場等の早期の復旧・再建を図り、本市の産業振興を牽引する「モノづくり」を支える地場企業の育成と企業誘致を推進します。 <p>⑥企業・事業者の復興・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した企業・事業者の早期の事業再開を支援することにより、全ての産業分野の復興・再生を実現し、地域産業の成長を目指します。 <p>⑦観光の復興・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した観光施設などの早期復旧を図り、本市の特徴である豊かな地域資源が総合的に結びついた魅力ある観光の復興・再生を図ります。 <p>⑧港湾の復興・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の早期の復旧・整備を促進し安全性を確保するとともに、産業・経済活動の振興やみなとを活かしたまちづくりを推進します。
<p style="text-align: center;">安全な地域づくり</p>	<p>①災害に強いまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区復興まちづくり計画（被災地区の整備計画）を策定し、効率的かつ計画的な土地利用を進めるとともに、防潮堤など海岸保全施設の復旧・整備を促進し、津波による被害を最小限にとどめる「減災」のまちづくりを進めます。 ・被災地区の整備にあわせて、公共施設の再配置について検討を行い、適切な公共施設の復旧・整備を図ります。 ・再生可能エネルギーの確保・推進を図るとともに、上下水道・電気・電話などのライフラインの再構築を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。 <p>②災害に強い交通ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道等の公共交通の復旧・再生を図るとともに、災害時における安全性の高い道路網を構築し、災害に強い交通ネットワークを形成します。 <p>③地域防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難路、避難誘導標識等の防災施設を復旧・整備し、災害時における市民の安全を確保するとともに、さらなる防災意識の醸成と知識の向上、自主防災組織の育成・強化を図ります。 <p>④防災・危機管理体制の強化と再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民を災害から守るための備えと発災時の災害対策、被災者の救護・救援を円滑に行うための施設の整備等を推進します。 <p>⑤災害記憶の後世への継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民の生命と財産を奪った震災と津波の恐ろしさを後世に伝え、震災の記憶を風化させないための取り組みを推進します。

第4 復興重点プロジェクト

本復興計画全体を先導し、全ての市民が「復興を実感」できるよう、優先的に実施する5つの施策を重点プロジェクトとして掲げます。

(1) すまいの再建支援プロジェクト

本市では、震災による傷を癒し、誰もが明日への希望を持てる生活をするため、被災者の恒久的な住まいを確保することが震災復興の重点課題の一つとなっています。被災世帯は高齢世帯、単身世帯などその形態は多様であることから、公営住宅の整備や個別再建支援など被災者の多様な要望に応える必要があります。

このため、住宅再建のための用地の確保や、公営住宅の整備あるいは個別再建への支援制度の創設を検討するなど、多様な住居の確保に応える「すまいの再建支援プロジェクト」に取り組みます。

(2) みなとまち産業振興プロジェクト

漁港施設、商業集積地域及び工業地域の生産基盤の早期復旧や雇用の創出は早急に取り組むべき課題であり、本市の復興に向けた重要な産業である観光産業は、交流人口の拡大を図るための取り組みを一層推進する必要があります。

このため、産業基盤を守る防潮堤等の海岸保全施設の整備促進と併せ、災害に強い産業基盤の整備や、その基盤の集積を図る土地利用を促進するとともに、事業者の再建を支援することにより雇用の回復を図ります。また、地域の産業形成に不可欠な人材の育成、担い手の育成に取り組むほか、魅力ある観光の創出を図るなど、産業立市をさらに推進する「みなとまち産業振興プロジェクト」に取り組みます。

(3) 森・川・海の再生可能エネルギープロジェクト

震災に伴う津波により引き起こされた、初期復旧作業や避難者支援に大きな障害となった停電や、原子力発電所からの放射能漏れ事故の発生により、災害に強くクリーンな再生可能エネルギーの重要性が高まっており、エネルギーの地産地消を念頭においた、地域におけるエネルギーマネジメントが重要になってきています。

このため、本市の復興にあたっては、太陽光や風力、波力、水力などの自然エネルギー資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進する「森・川・海の再生可能エネルギープロジェクト」に取り組みます。

(4) 防災のまち協働プロジェクト

災害時の情報伝達は、市民の命を未来へつなぎ、安全なまちづくりに欠くことのできないものであることから、今後は、多様な情報伝達システムを構築する必要があります。また、自主防災組織は、地域内の事情に精通し、地域防災活動の核として期待されることから、災害の発生に備え、育成・強化を図ることが必要です。

このため、これまでの防災無線のデジタル化の推進や難聴地帯の解消に加え、コミュニティFM放送を活用するなど、きめ細かな情報伝達システムの構築や安全性の高い避難路、避難場所の整備とともに、発災時における地域内支援体制の充実を図るための自主防災組織の育成・強化など、地域コミュニティを核とした共助機能の強化を進める「防災のまち協働プロジェクト」に取り組みます。

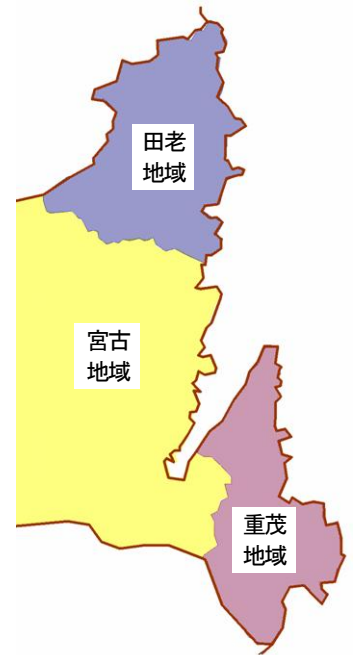
(5) 災害記憶の伝承プロジェクト

人命が失われる津波災害を終わりにするためには、「津波の恐ろしさ」などを学ぶ防災教育の強化による、全ての市民の安全な避難や行動につながる防災体制が必要です。また、改めて先人が残した教訓と、さらに今回の災害で得た経験を生かし市民一人ひとりの防災力を高めるとともに、未来の子どもたちが同じような悲劇にあうことがないよう、この経験を次の世代に伝えていくことも大切です。

このため、東日本大震災の甚大な震災の記憶と記録を風化させることなく後世への伝承を進めるとともに、尊い命を守るための防災のまちづくりの取り組みを、広く国内外へ情報発信を行う「災害記憶の伝承プロジェクト」に取り組みます。

第5 地域別復興まちづくりの方向性

本市において東日本大震災の被害が大きかった沿岸部について、地域の特性を踏まえ右図にある3地域に区分したうえで、それぞれ地域の復興まちづくりの方向性について、市民アンケートや市民懇談会での意見や提言などを参考にしながら、以下のような方向性を決めました。これを基に地域の復興まちづくりを推進します。



(1) 田老地域

- ・北部の摂待地区を含め被災前のコミュニティに配慮しながら、住居の高台等への移転などによる安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を推進します。
- ・つくり育てる漁業の再生に向け、漁業者への支援と漁業施設や水産加工施設の再配置などを進めます。また、三陸縦貫自動車道及びインターチェンジの整備を契機とした交流人口の増加による観光需要の拡大を図るなど、豊かな自然や水産資源を活かした産業の復興を推進します。
- ・倒壊した防潮堤の復旧を含め、効果的な防災施設のあり方について検討するなど、海岸保全施設の整備を促進します。また、津波災害の歴史や教訓を広く国内外に伝えるための施設整備や防災教育の充実などハード・ソフト両面からの事業を推進し、地域の魅力を高める取り組みを行います。

(2) 宮古地域

- ・中心地域においては、河川堤防や地盤の面的嵩上げなどにより、津波に対する安全性を高めます。中心地域以外の地域については、防潮堤の新たな整備と必要に応じ嵩上げを促進するとともに、背後地の高台を活用するなど、安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を進めます。
- ・中心市街地における商店街の復興・再生に向けた取り組みを進めるとともに、総合的な都市基盤・機能の充実・強化に向けた事業導入について検討します。また、魚市場、漁港、港湾や観光施設などの産業関連基盤については、施設の復旧に向け、計画的、段階的な事業展開により、着実な復興に取り組みます。
- ・防潮堤の外部や防潮堤を設置しない地域における避難体制の強化・確保に向け、避難タワーや避難ビルの設置を検討します。また、避難路、避難場所については、高齢者や障がい者に配慮し、誰もが容易に避難することができるよう見直しを図るとともに、避難道路網の複線化を進めます。
- ・復興事業の実施にあたっては、地域の立地的、歴史的特性を活かし、都市機能の集積や賑わいの形成を図るとともにコンパクトで快適なまちづくりに取り組みます。

(3) 重茂地域

- ・既存集落内の低利用地や背後地等を活用するなど、これまでのコミュニティの継続に配慮しながら安全で安心して暮らすことのできる住宅地の整備を進めます。
- ・被災した漁港施設や防潮堤の復旧を進め、地域の産業基盤である水産業の復活を目指すとともに、本州最東端という立地特性や豊かな自然を活かした交流人口の増加を図ります。
- ・防潮堤など海岸保全施設の復旧を促進するとともに、周辺地域とのアクセスの向上を図るなど災害に強い道路整備を促進します。

第6 復興を推進するために

(1) 復興にあたって配慮して取り組むべき事項

- ・市民と行政とのパートナーシップによる参画と協働を基本として進めます。
- ・計画的かつ効率的に事業を進めます。
- ・被災した市民への配慮と公平性を確保します。
- ・状況変化に応じて柔軟に対応します。

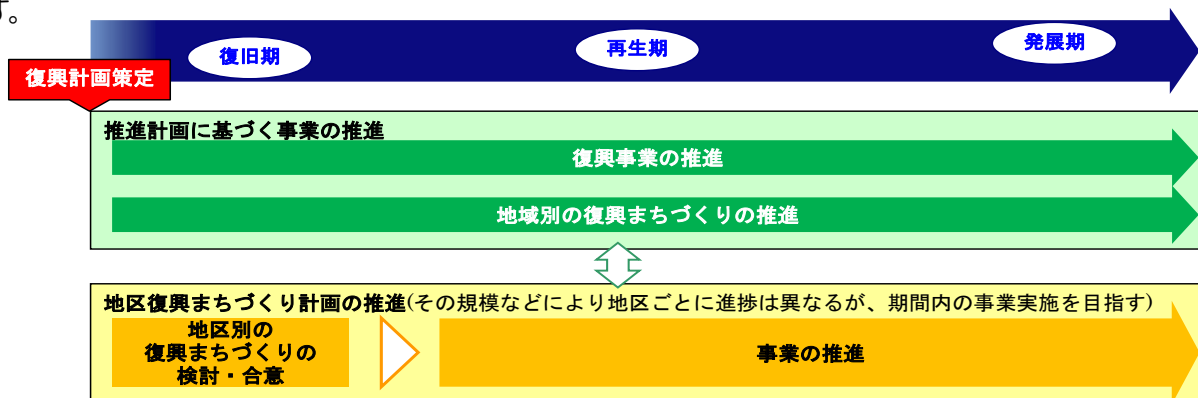
(2) 復興推進のためのプロセスと市民の参画

本市の復興に向けた計画は、主に「復興計画（基本計画）」のほか、この計画に基づく具体的な実現手段となる「復興計画（推進計画）」、また、復興計画の下位計画に位置づけられ、被災地区の具体的なまちづくり計画となる「地区復興まちづくり計画」により構成され、これらの計画に基づいて、本市の復興事業が進められます。

「復興計画（基本計画・推進計画）」と「地区復興まちづくり計画」は、例えば復興に向けて進む車の両輪のようなもので、どちらが欠けてもいけないものであり、両計画に基づく復興事業が並行して進められることにより、効果的かつ迅速な復興施策の展開につながるものと考えられます。

これら計画の策定と事業の実施にあたっては、計画段階の早い時期から市民懇談会や市民アンケートなど市民の参画を幅広く行っておりますが、本市の復興のためには、引き続き市民の積極的な参画と協働が必要なことは言うまでもありません。

このため、計画や事業に関わる情報をきめ細かに発信するとともに、意見・提言の公募を積極的に行います。



(3) 国・県・関係自治体との連携強化

復興事業を円滑に推進していくためには、国・県・関係団体との連携体制の確立に努めるとともに、財源や特区制度の創設などについて積極的に国や県に対して提案や要望を行います。

また、県や沿岸自治体との連携を一層強化するとともに、広域的に取り組むべき事業などについては協力、分担するなどして、効果的な復興を目指します。

(4) 計画の進行管理

状況に応じた総合的、効果的な施策展開を図るために、復興事業の取り組み成果や達成度などを勘案しながら必要な見直しを行うなど、計画の適正な進行管理を図ります。

(5) 情報の発信

市民や企業・事業所などが必要とする情報を多様な手段、機会を活用し提供します。

また、風評被害を防ぎ交流人口の増加につながるよう、本市の正確な被害状況や復旧・復興に関する取り組みなどの情報について、市外に向け積極的に発信します。

【推進計画】

復興事業の推進

※平成 24 年 3 月 30 日策定現在

「復興に向けた取り組み」の施策体系

【復興の柱】	【取り組みの方向】	【復興に向けた取り組み】	【復興事業】
まちと暮らしの再建	①被災者の生活 再建支援	●生活の自立に向けた支援	義援金等交付事業 被災者支援制度情報発信事業
		●応急仮設住宅等入居者へのサポート	応急仮設住宅等入居者サポート事業 応急仮設住宅維持管理事業
		●住宅の再建等支援	被災者生活再建支援金支給事業 被災者住宅再建支援事業（建設・購入） 生活再建住宅支援事業（被災住宅補修） 生活再建住宅支援事業（被災住宅改修） 災害復興再建住宅融資利子補給事業 災害復興型地域優良賃貸住宅供給促進事業（県事業） 木造住宅耐震支援事業 家具転倒防止推進事業
		●公営住宅等の供給	災害公営住宅整備事業（県営・市営） 災害公営住宅駐車場整備事業（県営・市営） 災害公営住宅管理システム整備事業（県営・市営） 災害公営住宅家賃低廉化等事業（県営・市営） 公営住宅長寿命化計画策定事業
		●きめの細かい情報の提供	被災者支援制度情報発信事業【再掲】
		●市民相談の充実	被災者生活相談事業
		●被災者情報の一元的な管理	被災者情報管理事業
②雇用の維持・ 確保	●雇用の維持	震災復興緊急雇用対策事業	
	●雇用の創出	雇用促進対策事業 震災復興緊急雇用対策事業【再掲】	
	●就業支援	雇用促進対策事業【再掲】 震災復興緊急雇用対策事業【再掲】 労働就業支援事業	
③保健・医療の 確保・充実	●直営国保診療所の医師確保	直営診療所医師確保事業	
	●地域医療供給体制の整備	県立宮古病院医師確保対策支援事業	
	●健康維持・増進と心のケアの推進	被災者健康支援事業 特定健診等受診確保事業 地域こころのケアセンター運営事業（県事業） 被災地健康相談支援事業（県事業） 被災地口腔ケア推進事業	
	●保健・医療施設の復旧	田老診療所復旧事業 保健福祉施設整備事業	
④福祉の充実	●被災により福祉・介護等の支援を必要とする市民の支援充実	被災高齢者支援事業 田老サポートセンター運営事業 保育料等減免事業 幼稚園就園費用補助事業 生活支援員配置等事業 相談支援体制強化事業 災害時支援ネットワークづくり推進事業 成年後見制度利用支援事業	

【復興の柱】	【復興に向けた取り組み】	【復興事業】	
まなこ・こころの再建	④福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設の復旧 <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉施設整備事業【再掲】 介護サービス施設等臨卸特例事業費補助事業 介護予防拠点施設復旧事業 保育所整備事業 ●生活困窮者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 住宅手当緊急特別措置事業 被災生活保護受給者生活再建サポート事業 	
	⑤学校教育環境の確保・充実	●児童生徒の心のケアの推進	子どものこころのケア学校支援事業 学校支援体制整備事業
		●復興教育の視点に基づいた教育の推進	復興教育推進事業
		●被災児童生徒の支援	就学援助事業
		●児童生徒の安全確保の推進	緊急時避難体制等整備事業 児童生徒通学支援事業 復興教育推進事業【再掲】 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）（県事業）
		●学校教育施設の復旧	千鷲小学校・鶴鷺小学校の仮設建物設置事業 学校施設の災害復旧事業 小中学校適正配置計画策定事業
	⑥生涯学習等施設の復旧と文化財の保存・継承	●社会教育施設等の復旧	公民館災害復旧事業 地区センター災害復旧事業
●スポーツ・レクリエーション施設の復旧		運動公園等復旧事業 藤の川海水浴場復旧事業 リアスハーバー浮き桟橋復旧事業 田老第一中学校庭屋外照明復旧事業	
●文化施設の復旧		宮古市民文化会館災害復旧事業	
●文化財の保存・継承のための調査の迅速化		埋蔵文化財発掘調査事業 埋蔵文化財発掘調査事業（県事業） 埋蔵文化財整理収蔵施設整備事業	
⑦地域コミュニティの強化・再生	●応急仮設住宅におけるコミュニティ形成への支援	地域力向上支援補助金交付事業	
	●コミュニティの再構築支援	地域力向上支援補助金交付事業【再掲】	
	●地或活動団体への支援	地域力向上支援補助金交付事業【再掲】 地或自治組織活動拠点施設整備支援事業 自治会研修センター整備事業	

【復興の柱】	【復興に向けた取り組み】	【復興事業】
産業・経済復興	①農業の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> ●農地・農業用施設等の復旧 <ul style="list-style-type: none"> 農用地災害復旧関連区画整理事業（復興基盤総合整備事業）（県事業） 農山漁村地或復興基盤総合整備事業 農地等災害復旧事業（県事業） 農山漁村地或施設整備事業 農地・水保全管理支払交付金事業

【復興の柱】

産業・経済復興

【取り組みの方向】

【復興に向けた取り組み】

【復興事業】

① 農業の復興・再生	● 担い手の確保・育成	宮古市農業相談員設置事業 新規就農総合支援事業 いわて未来農業確立総合支援事業
	● 生産者の再建支援	被災農家経営再開支援事業 生産者再建支援事業
② 林業の復興・再生	● 森林の再生	被害森林復旧事業 林道施設災害復旧事業 林地荒廃施設災害復旧事業（県事業）
	● 生産施設の復旧・整備支援	林産施設災害復旧事業 木材供給等緊急対策事業（県事業） 木材加工流通施設等復旧対策事業（県事業） 森林整備加速化・林業再生基金事業（復興木材安定供給等対策）（県事業）
	● 担い手の確保・育成	林業担い手育成事業
	● 地域材の利用促進	地域木材利用住宅推進事業 公共建築物等木材利用基本方針策定事業 森林整備加速化・林業再生基金事業（復興木材安定供給等対策）
③ 水産業の復興・再生	● つくり育てる漁業の再生	さけ・ます増殖施設災害復旧事業（鮭ふ化場の応急復旧） さけ・ます種苗生産施設等復興支援事業（鮭ふ化場の本復旧） 採介藻漁業復旧緊急支援事業 養殖用種苗購入事業 水産業経営基盤復旧支援事業（養殖施設） 水産業経営基盤復旧支援事業（共同利用施設） 栽培漁業推進事業（若手県魚類栽培事業負担金） 水域環境美化推進事業 閉伊川漁協等増殖事業 栽培漁業推進事業 宮古湾魚類栽培漁業推進事業 環境・生態系保全活動支援事業 流出油対策施設整備事業
	● 漁港・漁場・漁村の再生	公共土木施設災害復旧事業（漁港施設応急復旧） 公共土木施設災害復旧事業（漁港施設災害復旧） 漁港施設災害復旧事業（市単独事業） 公共土木施設災害復旧事業（海岸保全施設災害復旧） 公共土木施設災害復旧事業（漁港関連施設災害復旧） 漁港施設機能強化事業 水産業共同利用施設復興整備事業（漁港施設復興関係） 水産基盤整備事業 漁業集落防災機能強化事業 漁村地域施設整備事業 県営漁港災害復旧事業（県事業） 県営漁港基盤整備事業（県事業） 県営漁港基盤整備事業（負担金）（県事業）
	● 生産者の経営再建	水産団体機能回復支援事業 漁業協同組合等機能回復支援事業 共同利用漁船等復旧支援対策事業 東日本大震災漁業経営復興特別資金利子補給 水産経営活性化対策事業 漁業近代化資金利子補給事業 漁業共済掛金補助 水産経営復興対策事業
	● 担い手の確保・育成	宮古市水産業担い手育成事業
	● 流通加工体制の整備	製氷保管施設等復旧支援事業 水産業共同利用施設復旧支援事業

【復興の柱】

産業・経済復興

【復興の柱】	【取り組みの方向】	【復興に向けた取り組み】	【復興事業】
	③ 水産業の復興・再生	●流通加工体制の整備	水産物消費拡大事業 産業復興総合支援事業【水産物消費拡大震災対策事業】 廻来船誘致対策事業 水産物流通加工支援事業 宮古市魚市場災害復旧事業 宮古市魚市場整備事業 宮古市魚市場資材倉庫整備事業 水産業共同利用施設復興整備事業（水産加工流通振興タイプ） 水産流通加工業震災復興対策事業
	④ 商業の復興・再生	●中心市街地の復興・再生	被災事業者事業再開支援事業 魅力ある街づくり事業 商業振興対策事業 魅力ある街なか発信事業 商店街実践活動事業 地域商業活性化支援事業 震災復旧中小企業者支援事業 震災復興中小企業者支援事業
●沿岸部被災商業地の復興・再生		被災事業者事業再開支援事業【再掲】 商業振興対策事業【再掲】 地域商業活性化支援事業【再掲】 仮設共同店舗施設管理事業 震災復旧中小企業者支援事業【再掲】 震災復興中小企業者支援事業【再掲】	
●後継者や新規創業者の確保・育成		震災復興中小企業者支援事業【再掲】	
	⑤ 工業の復興・再生	●工場の復旧・再建支援	震災復旧中小企業者支援事業【再掲】 震災復興中小企業者支援事業【再掲】
●地場企業の育成支援		産業復興総合支援事業【地場産業育成・販路開拓支援事業】	
●企業誘致の推進		企業誘致等推進事業 企業立地促進基盤整備事業	
	⑥ 企業・事業者の復興・再生	●金融・経営支援	震災復興中小企業者支援事業【再掲】 産業復興総合支援事業【産業復興支援促進事業】 震災復旧中小企業者支援事業【再掲】
●各種支援制度の活用促進		震災復興中小企業者支援事業【再掲】 産業復興総合支援事業【産業復興支援促進事業】【再掲】 震災復旧中小企業者支援事業【再掲】	
●事業再生・成長支援		産業復興総合支援事業【地場産業育成・販路開拓支援事業】【再掲】 震災復興中小企業者支援事業【再掲】 産業復興総合支援事業【産業復興支援促進事業】【再掲】 震災復旧中小企業者支援事業【再掲】 産業復興総合支援事業【農林水商工観連携事業】 産業振興補助事業	
	⑦ 観光の復興・再生	●観光施設等の復旧	田老駅待合室整備事業 陸中海岸国立公園浄土ヶ浜集団施設地区再整備事業 自然公園施設緊急整備事業（仮称）（県事業） 浄土ヶ浜レストハウス整備事業 宮古市広域総合交流促進施設整備事業 観光客誘客促進事業【海水浴場整備事業】 浄土ヶ浜地区環境整備事業 姉吉キャンプ場復旧整備事業 観光施設等整備事業

【復興の柱】	【復興に向けた取り組み】	【復興事業】
産業・経済復興	⑦観光の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> ●受入体制の再構築・支援 <ul style="list-style-type: none"> 陸中海岸国立公園浄土ヶ浜集団施設地区再整備事業【再掲】 浄土ヶ浜地区環境整備事業【再掲】 観光関係団体連携促進事業 観光客誘客促進事業【観光宿泊客周遊バス支援事業】 観光客誘客促進事業【市内周遊ボンネットバス運行事業】 観光客誘客促進事業【宮古もてなしプラン事業】 ●地域観光資源の再生 <ul style="list-style-type: none"> 観光客誘客促進事業【観光イベント開催支援事業】 観光客誘客促進事業【体験型観光推進事業】 防災学習教育旅行等誘致促進事業 津波遺産活用事業 まちなか観光促進事業 歴史・文化保存事業 ●復興情報の発信・誘客促進 <ul style="list-style-type: none"> 観光客誘客促進事業【復興情報発信事業】 みやこ夢レール創造事業 いわてデスティネーションキャンペーン推進事業 陸中海岸国立公園協会連携事業 盛岡・八幡平広域観光推進事業
	⑧港湾の復興・再生	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> 宮古港災害復旧事業（国直轄分） 宮古港災害復旧事業（県事業分） 宮古港利用促進事業 ●物流・産業基盤としての機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> 宮古港災害復旧事業（国直轄分）【再掲】 宮古港災害復旧事業（県事業分）【再掲】 宮古港利用促進事業【再掲】 港湾施設使用料補助事業 コンテナ航路補助事業 港湾機能確保支援事業 ●防災機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> 宮古港災害復旧事業（国直轄分）【再掲】 宮古港災害復旧事業（県事業分）【再掲】 宮古港利用促進事業【再掲】 ●親水空間の確保 <ul style="list-style-type: none"> 宮古港災害復旧事業（国直轄分）【再掲】 宮古港災害復旧事業（県事業分）【再掲】 宮古港利用促進事業【再掲】 宮古港港湾整備事業（県事業） 海洋レクリエーション振興事業 宮古港開港400周年事業

【復興の柱】	【復興に向けた取り組み】	【復興事業】
安全な地域づくり	①災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地区復興まちづくり計画（被災地区の整備計画）の策定 <ul style="list-style-type: none"> 地区復興まちづくり計画の策定 ●計画的な土地利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> 復興整備計画等策定 復興重点プロジェクト推進事業 津波復興拠点整備事業 都市再生区画整理事業 防災集団移転促進事業 漁業集落防災機能強化事業【再掲】 地籍測量成果座標変換及び点検測量事業 国土調査事業 ●海岸保全施設等の復旧・整備 <ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設災害復旧事業（漁港施設災害復旧：激甚災害指定）【再掲】

【復興の柱】

【取り組みの方向】

【復興に向けた取り組み】

【復興事業】

安全な地域づくり

①災害に強いまちづくりの推進	●海岸保全施設等の復旧・整備	公共土木施設災害復旧事業（海岸保全施設災害復旧：激甚災害指定）【再掲】 漁港施設機能強化事業【再掲】 県営漁港災害復旧事業（県事業）【再掲】 宮古港災害復旧事業（国直轄分）【再掲】 宮古港災害復旧事業（県事業分）【再掲】 多重防災型まちづくり推進事業・津波水門等電動・遠隔化促進事業（県事業） 多重防災型まちづくり推進事業・海岸保全施設等整備事業（県事業） 東日本大震災社会資本復旧事業・河川等災害復旧事業（国・県事業） 公共土木施設災害復旧事業（国・県事業） 河川維持管理事業
	●多重防災型施設の整備促進	津波避難施設整備事業 津波避難路等整備事業
	●公園等の復旧	公園等の復旧 津波避難広場等整備事業
	●公共施設の再配置	被災公共施設整備方針策定 公共施設再配置計画策定事業 市本庁舎の整備 市庁舎の復旧 津軽石出張所整備事業
	●再生可能エネルギーの確保・推進	再生可能エネルギーマスタープラン策定事業 環境基本計画策定事業 公共施設再生可能エネルギー等導入事業 大規模太陽光発電設備導入促進事業 住宅用太陽光発電システム導入促進事業 木質バイオマスストーブ購入補助事業 木質バイオマス関連施設整備事業（県事業）
	●災害に強いライフライン（上下水道・電気・電話）の整備促進	災害に強いライフライン（電気・電話）整備促進事業 水道施設災害復旧事業 水道施設更新事業（嵩上げ） 水道施設更新事業（高台移転） 給水車整備事業 災害用給水機材等格納倉庫整備事業 緊急貯水槽整備事業 宮古浄水場整備事業 公共下水道整備事業（災害復旧） 公共下水道整備事業（宮古処理区） 下水道耐震化事業 公共下水道整備事業（田老処理区） 漁業集落排水施設整備事業 浄化槽整備事業（市町村設置型） 浸水対策事業
●廃棄物の適正処理	災害廃棄物処理事業	
②災害に強い交通ネットワークの形成	●高規格幹線道路等の整備促進	三陸復興道路整備事業・復興道路整備事業（国直轄） 三陸復興道路整備事業・復興道路整備事業（改築、災害防除、橋梁耐震化等）（県事業） 三陸復興道路整備事業・復興支援道路整備事業（災害防除、橋梁耐震化等）（県事業） 三陸復興道路整備事業・復興関連道路整備事業（改築、災害防除、橋梁耐震化等）（県事業） 多重防災型まちづくり推進事業・まちづくり連携道路整備事業（県事業） 東日本大震災社会資本復旧事業・河川等災害復旧事業（国・県事業）【再掲】

【復興の柱】

安全な地域づくり

	【取り組みの方向】	【復興に向けた取り組み】	【復興事業】
②災害に強い交通ネットワークの形成		●市内幹線道路・生活関連道路の復旧・整備	東日本大震災社会資本復旧事業・河川等災害復旧事業（県代行） 三陸復興道路整備事業・復興関連道路整備事業（県代行） 復興幹線道路整備事業 復興地域連携道路整備事業 復興地域防災道路整備事業 震災被害冠水対策事業 公共土木施設災害復旧事業【再掲】
		●公共交通の復旧と再生	公共交通体系構築事業 生活交通バス路線維持事業（高台移転等による新路線対応分） 路線バス利用促進事業 三陸鉄道災害復旧支援事業 三陸鉄道経営強化支援事業 三陸鉄道支援事業 鉄道復旧整備促進・利用促進事業
③地域防災力の向上		●防災施設（避難路・誘導標識等）の復旧・整備	都市防災総合推進事業計画策定 津波避難誘導施設整備事業 津波避難施設整備事業【再掲】 津波避難路等整備事業【再掲】 避難施設環境改善事業 津波避難広場等整備事業【再掲】
		●防災意識の醸成と知識の向上	地域防災力向上促進事業（防災意識醸成事業）
		●自主防災組織の育成・強化	地域防災力向上促進事業（自主防災組織育成強化支援事業）
		●消防力の回復	消防ポンプ自動車等整備事業 消防屯所等整備事業 消防団員安全対策事業 消防団員活動装具整備事業
④防災・危機管理体制の強化と再構築		●地域防災計画・行動マニュアルの見直し	地域防災計画等策定事業 防災ハザードマップ作成事業
		●防災拠点施設の整備	防災拠点施設整備事業
		●市民への情報伝達手段の再構築	防災行政無線整備事業 非常時通信機能強化事業 海面監視施設整備事業 防災メディア連携事業 緊急情報伝達設備整備事業
		●被災者救護・救援体制の再構築	防災資機材整備事業 被災者救護救援体制再構築事業
		●災害ボランティア団体等との連携強化	災害ボランティア団体強化育成事業 災害時対応連携促進事業
⑤災害記憶の後世への継承		●防災教育の充実	地域防災力向上促進事業（防災教育推進事業）【一部再掲】
		●震災資料の整理と震災記録の作成	東日本大震災記憶伝承事業
		●震災メモリアルパークの整備	津波遺産等保存整備事業

※復興事業は、毎年度見直しを行います。